

只木ゼミ後期第5問（東京高判昭和59年10月30日、最決平成6年7月19日）

Xは、自らの父親である甲から甲の友人である乙にトランクを届けるよう頼まれ、これを了解した。この際、Xは甲から貴重品が入っているので気をつけるように言われていた。

お金に困っていたXは、預かったトランクの中身が気になり乙に届ける途中でトランク（施錠がされていた）の蓋をこじ開け、中身を確認した。すると中には高級カメラ（現金30万円相当）が入っていたため、これを売って現金を得ようと考え、平成21年10月10日午後3時ごろ、Xはトランクからカメラを抜き取り持ち逃げした。

Xは、以前甲が同様のカメラで写真撮影をしているのを見ていたため、甲の所有物だと誤信していたが、本件カメラは甲が乙から借りているもので乙が所有していた。

Xの罪責を述べよ。